

振動規制法の特設施設（振動規制法施行令別表第1）

1 金属加工機械

イ 液圧プレス（矯正プレスを除く。）

ロ 機械プレス

ハ せん断機（原動機の定格出力が1kW以上のものに限る。）

ニ 鍛造機

ホ ワイヤフォーマリングマシン（原動機の定格出力が37.5kW以上のものに限る。）

2 圧縮機（原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。）（冷凍機を除く。）

3 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。）

4 織機（原動機を用いるものに限る。）

5 コンクリートブロックマシン（原動機の定格出力の合計が2.95kW以上のものに限る。）並びに
コンクリート管製造機械及びコンクリートの柱製造機械（原動機の定格出力の合計が10kW以上のものに限る。）

6 木材加工機械

イ ドラムバーカー

ロ チッパー（原動機の定格出力が2.2kW以上のものに限る。）

7 印刷機械（原動機の定格出力が2.2kW以上のものに限る。）

8 ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機（カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30kW以上のものに限る。）

9 合成樹脂用射出成形機

10 鋳造型機（ジョルト式のものに限る。）